

浄化槽の保守点検業者に対する行政処分要領
(別表)

番号	違反行為等	義務付け規定	罰則規定	法令違反行為の具体的内容	処分基準
1	登録申請義務違反	条例第2条第1項、 条例第2条第3項	条例第16条 第2号	虚偽の申請又は不正な手段により登録を受けた。	取り消し
2	欠格事由該当	条例第5条第1項第 1号、第3号又は第 5号から第7号	—	第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することになった。	取り消し
3	変更届出義務違反	条例第6条第1項	—	事前の変更届出を行わず営業区域外の市町村で営業を行った。	30日
4	営業所の設置義務違反	条例第9条第1項	条例第17条 第1号	県内に営業所を設置していない。(当該事由が発生してから2週間以内には是正措置が取られていない。)	30日
5	浄化槽管理士設置義務違反	条例第9条第2項	条例第17条 第1号	営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置いていない。(当該事由が発生してから2週間以内には是正措置が取られていない。)	30日
6	器具設置義務違反	条例第9条第3項	条例第17条 第1号	規則で定める器具を備えていない。(当該事由が発生してから2週間以内には是正措置が取られていない。)	30日
7	無資格者の業務従事	条例第9条第5項、 法第48条第3項	条例第17条 第2号	浄化槽管理士が自ら又は実地監督により実施していない。(無資格者に単独で実施させた。)	30日
8	清掃の通知義務違反	条例第9条第6項	—	清掃が必要である場合に、速やかに浄化槽管理者及び清掃業者に通知していない。	10日
9	標識の掲示義務違反	条例第10条	—	営業所において標識を掲示していない。	10日
10	帳簿の取扱い義務違反	条例第11条	条例第17条 第3号	営業所において帳簿を備えていない、帳簿に規則第8条第1項各号に掲げる事項を記載していない、若しくは虚偽の記載をした、又は3年間とする保存年限(規則第8条第2項)が守られていない。	30日
11	改善命令違反	法第12条第2項	法第62条	保守点検の技術上の基準に基づく改善命令に違反した。	取り消し
12	事業停止命令違反	条例第12条第1項	条例第16条 第3号	事業停止命令に違反した。	取り消し
13	報告義務違反	条例第13条第1項	条例第17条 第4号	業者が報告をしない又は虚偽の報告をした。	30日
14	立入り等の拒否、妨害、忌避	条例第13条第2項	条例第17条 第5号	業者が立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の答弁をした。	30日

※ 義務付け規定及び罰則規定欄における法は浄化槽法をさす。